

平成30年7月18日

各介護サービス事業所 管理者 様

広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長

平成30年7月豪雨により被災した被保険者に係る利用料の負担等の取扱いについて

平成30年7月豪雨により被災した被保険者に係る利用料の負担等について、下記のとおり
の取扱いとしますので、よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

記

- 1 下記の要件(1)、(2)のいずれにも該当する者は、平成30年10月末までの介護サービス分の利用料を徴収せず、利用料を含めて10割を国保連等へ請求してください。
 - (1) 以下の市町村の介護保険の被保険者であること
 - ※ 広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町、他
 - ※ 詳細については、「平成30年7月豪雨による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて(その2)」(平成30年7月13日付け厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか事務連絡))別紙の「実施市町村」一覧を参照してください。事務連絡は本市ホームページに掲載しています。
 - (2) 平成30年7月豪雨により、次のいずれかの申し立てをした者であること
 - ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
 - ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
 - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
 - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
 - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨
- 2 上記1(2)の申し立てを行った者については、被保険者証等により、保険者が1(1)のいずれかの市町村であることを確認するとともに、当該者の1(2)の申し立ての内容を利用者に関する書類に簡潔に記録しておいてください。

ただし、被保険者証等が提示できない場合には、氏名、住所、生年月日、負担割合を確認し、利用者に関する書類に記録しておいてください。
- 3 介護保険施設等における食費・居住費の自己負担分の取扱については、現行どおり利用料を徴収してください。
- 4 請求の具体的な手続きについては、国から連絡があり次第、周知する予定です。
- 5 各事業所においては、被災した利用者へ別添「平成30年7月豪雨の被災者の皆様へ」のリーフレット(本市ホームページに掲載しています)を配布し、当該取扱いについて周知してください。

問い合わせ先 広島市介護保険課 認定・給付係 電話：082-504-2363 Fax：082-504-2136
